

## 令和5年12月期福岡家庭裁判所委員会結果要旨

### 1 開催日時

令和5年12月12日（火）午後1時30分

### 2 場所

福岡家庭裁判所1201号会議室

### 3 出席委員

相原わかば委員、阿閉正則委員、池田耕一郎委員、岩木宰委員、岩田光生委員、大泉一夫委員、大江孝宏委員、杉村二委員、高見真智子委員、中村秀郷委員、布村希志子委員、原口智吉委員、淵ノ上将孝委員、山下亜紀子委員、横内法子委員（五十音順）

### 4 事務担当者

大庭直也裁判官、木村直樹首席家庭裁判所調査官、山田英治次席家庭裁判所調査官、岩永知子総括主任家庭裁判所調査官、山口昌宏主任家庭裁判所調査官、有馬一博少年首席書記官、市村康幸少年次席書記官、齊藤幸宏少年訟廷管理官、堀士郎家事首席書記官、宮ノ原和弘家事次席書記官、丸尾孝之事務局長、甲斐圭司郎事務局次長、安藤貴総務課長、若松毅樹会計課長

### 5 テーマ

「改正少年法について」

### 6 議事概要

- (1) 開会
- (2) 岩木委員長挨拶
- (3) 新任委員自己紹介
- (4) 改正少年法に関する概要説明
- (5) 意見交換

(6) 次回テーマ

「裁判所のデジタル化について（仮）」

(7) 次回期日

令和6年6月24日（月）午後1時30分

7 意見交換結果（要旨）

（以下、発言者は、◎委員長、○委員、◇事務担当で略称する。）

○ 統計グラフを示された非行罪名内訳のうち、「麻薬・大麻」の中に覚せい剤取締法違反は含まれるのか。また、「その他」にはどのようなものがあるのか教えていただきたい。

◇ 「麻薬・大麻」の中に覚せい剤取締法違反は含まれていない。また、「その他」の部分では過失運転致死傷等が大きな割合を占めている。特に特定少年は運転免許の取得年齢との関係からその割合が大きい。

○ 特定少年の親には調査・審判への出頭義務はないものの、可能な限り出席を求めているとのことだが、特定少年の意向は確認しているのか。

◇ 大半のケースは特定少年が親と同居しているため、特定少年に意思確認まではせず、特定少年と親が同居する家に通知書類を送ることで親の出席を求めている。難しいのは虐待等で別居しているケースだが、捜査機関から送られてくる事件記録を見て個別に判断している。

○ 教育的措置の働きかけとして特定少年の親にはどのようなことを求めているのか。

◇ 子どもが成人し特定少年になったからといって親の責任がなくなると考える方よりも、成人したとはいえ子どもであることには変わりなく、親として支援しなければと考える方が圧倒的に多いので、調査の中で親の責任を促したりしなくても理解してくれる方が多いと感じている。

- 親責任の強調ということをいつも気にしていることから、保護者への求め方によっては親責任の強調に加担することになるのではないかと心配でお尋ねした次第である。更なる親責任を求められるとつらいと感じられる方もおられると思う。また、社会資源となる他の関係者もいると思うので、そういった方も含めた支援の枠組みを作っていただきたい。なお、少年や保護者に説明する際のシートの中に「父母」との記載があるが、父や母がいない子もいるので「保護者」としてはどうか。父母の立場を「理解者・助言者・援助者」と記載しているところは、断言されるとつらく感じる方もおられると思うので、「可能性も大きい」などと加えて表現ぶりを工夫してはどうか。
- ◎ 表現ぶりなどについてもいただいた御意見を参考にしたい。
- 特定少年に対する保護処分について、協議会等に出ている執行機関の意見や感想等を伺いたい。
- ◇ 保護観察所、少年院、矯正機関等との協議会は毎年開催しているが、その中で、6月の保護観察が2年の保護観察に比べて実施しづらいついか、再犯率が高くなるのではないかとといった懸念が示されたことはない。6月の保護観察や2年の保護観察、特定少年に対する少年院送致のいずれについてもこれまでの枠組みと同じく機能していると承知している。
- 特定少年に対する教育的措置として特に行っていることや、6月の保護観察の場合に行っている働きかけがあれば伺いたい。
- ◇ 特定少年だからといって特に大きく異なるところはないが、成年であることから自立的な生活ができるように意識して働きかけを行っている。
- ◇ 特定少年の中には大学生もおり、理解力が高い少年の場合には言語を用いた理解の深めさせ方を工夫してこうかと考えている。また、6

月の保護観察の場合、基本的にその後少年院に送ることは想定していないことから、再非行可能性や要保護性が低いことを慎重に確認している。6月の保護観察は導入されたばかりであり、保護観察所からどのようなプログラムが考えられるか情報収集しながら、より効果的な処遇に繋がるよう努力している。

- 推知報道の一部解除、実名報道について、報道機関各社の現状を参考にお知らせしたい。逆送の対象も広がっているが、検察が起訴する際に氏名を公表したからといって実名で報道されるかというところと全くそうではなく、改正少年法が5年後見直しされることもあって各社かなり抑制的に報道している。明確な基準があるわけではないが、強いて言えば、故意に人を死なせて、酌むべき事情も乏しい場合に実名で報道されているのではないか。甲府の事件は実名報道されたが、鳥栖で両親を殺害した事件は、教育虐待といった酌むべき事情や妹がおられることを考慮して実名を報道していない。更生保護に重きをおく少年法の趣旨や5年後の見直しを考えてそのような取扱いをしている。
- 一定の犯罪について特定少年は原則検察官送致となった。調査官の説明だと調査の在り方は従前と大きく異ならないとのことだったが、最終的な調査票の意見や裁判官の判断に影響はないのか。
- ◇ 結論として影響はあるといわざるを得ない。条文上そのような規定となっており、また、改正法の趣旨としても18歳、19歳の人に一定の責任をとらせるべきだとなった以上は、これまでと同じように、条文をまげてまで保護処分が原則とはできない。原則検察官送致事件の場合には、調査官にも検察官送致の原則を意識し、覆す場合にはそのような事情があるのかを踏まえて調査票を書いてもらうようにしているし、裁判官としても保護処分相当と考える場合は、その理由が十分にあるか精査して結論を出すようにしている。とはいえ、原則検察官

送致事件にもいろいろ幅があり、例えば、強盗の事案で、被害額が1万円と1千万円、傷害の程度が全治3日と3か月では、事件の悪質性が異なる。社会から見た事案の重大性や、少年の成育歴、環境、再犯可能性などの要保護性を総合考慮してあるべき結論を出している。

- ◎ 立法の経緯からすると、選挙年齢、成年年齢の引き下げから始まっており、選挙権を行使できる年齢になることと、少年事件での少年の扱いとをどのように考えるべきかについては立法の過程でも議論されたところである。特定少年について社会の責任ある構成員の一人として扱うということが内実としてどういうものか、そうした観点での御意見はあるか。
- 付添人活動で少年と接することが多いが、特定少年だからといって17歳以下の少年と違う視点で環境整備等をするかということ、そうではないことの方が多い。親を少年法上の保護者とみるか否かについては見解が分かれるが、親やそれに代わる存在の方が少年の一番身近で重要な存在であることは17歳以下の少年と変わらない。もっとも、特定少年の場合には、処遇が異なることや社会に出た後のことを考えて、改正法の趣旨や社会からは大人の一員として見られるのだから、その自覚を持つ必要があるといったことを説明している。
- 法律が改正され、自己決定権やそれに基づく責任があるということ子どもたちが学ぶ機会はあるのか。社会システムとして、子どもたちが社会の考え方にソフトランディングしていけるような環境があると良いように思う。
- 弁護士会では元々学校に行って法的な観点から講義を行っていたが、民法改正などが社会的にも取り沙汰されたころから、成年年齢の引き下げに関する出張講義のリクエストが増えたと感じている。また、弁護士会では、ラジオでコーナーを設けて、柔らかく語りかけながら法

的な知識や情報を伝える企画をやっているが、ラジオ局側の要望で、成年年齢の引き下げにより何が変わったのかをテーマに取り上げることも増えたので、社会的な関心は高まっていると思う。

- 法教育の点について、少年院では、特定少年に対し、成年社会参画指導というプログラムを必ず受けさせ、成人として社会で生きることの意味や責任について指導しており、職員も研修を続けている。また、少年鑑別所には地域の青少年問題を引き受ける窓口として地域少年支援センターを設置しており、ここ数年、同センターによる近隣の小中学校への出前授業に力を入れてやっている。福岡市内ではそれほど件数が増えていないものの、北九州では小倉支所が年間50件程度行っており、スケジュール上、新規の要望はなかなか受けられない状況である。このように法務省では法教育に積極的に取り組んでいる。もっとも、理解の程度の低い少年が少年院送致にまで至っている実情もあり、この点をどうしていくかが課題だと感じている。

- ◎ 事件数が減ってきているが、その点については何か意見や感想はあるか。

- 非行少年や警固界限をテーマに卒論を書いているゼミ生がおり、少年の犯罪率の低下を前提に、その原因として、外側への活動性が内側へ向かっているのではないかとの仮説を立てて論じていた。自分を傷つける方向に向かっているとの推論だが、薬物などは問題の早期発見が難しいとも思われるので、この点に関する見解があれば教えていただきたい。

- 昭和60年代から平成の終わりころまで、断続的に少年審判や刑事裁判に関わってきたが、昭和60年頃、職場や学校に適応できない少年たちは、深夜徘徊して、バイクを盗んだり、暴走族をやっている少年が多く、現実逃避の手段としては、シンナーを乱用する少年が多かつ

た。今はそのような少年はほとんどおらず、不適応の子は、部屋にこもって、インターネットやスマートフォンを使って現実逃避しているのかなという感想である。

○ 教育委員会で不登校の統計を取っており、かなり増えてきている。反社会から非社会に問題が移行し、外で問題を起こすよりは、内に籠る傾向が数字にも表れてきていると思う。

○ 事件の減少について、最近だと新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が大きいように思われ、自転車盗などの街頭犯罪はかなり減少した。令和3年の検挙補導人員は1,111人と最小を記録したが、行動制限が緩和された昨年は増加に転じ、現在も増加傾向にある。警固界限の問題について、県警では、県内5か所に設置している少年サポートセンターを中心に、保護者や少年からの相談に対応するとともに、街頭補導での声掛けをきっかけに関係性を築いて対応している。こちら側から働き掛けないと悩みを打ち明けてくれないので、関係性を築くのが重要と感じている。シンナーの乱用について、昔は全国ワースト一位だったが、今ではほとんどなく、大麻の乱用が増加しており、危機的な状況にある。令和3年に過去最高の65人を記録し、令和4年は若干減少して58人、令和5年は上半期で昨年同数を記録している。こうした状況から、保護観察処分を受けた少年については、県警と保護観察所とで連携して、F-CAN（エフキャン）という薬物再乱用防止に向けた回復プログラムに基づき、再犯防止に向けて取り組んでいる。

◎ 社会が劇的に変化し、現代の若者にどう働きかけるか、以前とは異なる工夫も必要になっている。家族の在り様や親の関わり方も変化していると思うが、そういった点で感じるところはあるか。

○ 社会の変化について、昔と比べて、子どもに対する働きかけをする

関係者や関係機関が公的にも私的にも増えており、不登校の問題でも、早期に関心を持って問題意識を共有し、改善に取り組む社会になってきたと感じる。コロナの影響による事件数の減少については、人との関わり合いから少年事件に発展することも多いため、コロナ後の事件動向を注視する必要があると思う。

- 最近の少年事件の態様については、昔の典型的な非行とは変わってきており、スマホを使うようになって、スマホカメラを使った盗撮やSNSでのトラブルから発展した暴力事件、自撮りしてアップしたくない動画が端緒になって犯罪が発覚する事件など、スマホに絡む事件が増えている。法教育の関係では、家庭裁判所が少年事件に関して学校に出向いて説明することは積極的にはできていないが、地方裁判所も含めた裁判所全体では、成年年齢の引き下げによって18歳から裁判員になる可能性があることから、高校や大学に出向いて法教育を行っている。
- 児童福祉の現場では、非行の内容は悪質ではないとしても、家庭環境などから、居場所がなく問題に発展しているケースが見られる。そうした子どもの居場所は社会的にまだまだ足りない部分だと感じているので、今後も関係機関に御協力いただきたい。
- ◎ 特定少年は、責任ある大人として扱う面と、保護の対象である少年として扱う面がある。小さな事件だが背後には大きな問題を抱えている事件もあり、裁判所で判断するに際しても、法律の中で解決できるのか悩ましい事件も多い。本日いただいた意見を参考にして、また、皆さんと協力して、この問題に取り組んでいきたい。

以上